

大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、より多くの人が利用しやすいよう、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化を促進するため、大阪府福祉のまちづくり条例を改正。

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、この条例改正の説明について、Youtubeでの動画配信を行いました。(動画配信：R2.6.25～8.31) (資料は府HPにて提供)

【条例・規則の改正の骨子】

床面積1,000㎡以上のホテル又は旅館の新設等を行う場合に、以下の規定を義務化
上記以外は努力義務(既存施設を含む)

1. 一般客室におけるバリアフリー化の促進(基準は右図参照)

- 東京都基準と同等の「UDルームⅠ」を設定
- 客室面積が比較的広い客室(1ベッドで18㎡以上、2ベッド以上で22㎡以上)には、車椅子使用者の利用にも一定配慮した「UDルームⅡ」を設定

2. 車椅子使用者用客室の更なるバリアフリー化(基準は右図参照)

- 車椅子使用者がより円滑に利用できるよう、客室出入口及び浴室等の出入口の引き戸の義務化

3. バリアフリー情報の公表

- 宿泊予約前にホテル又は旅館のバリアフリー状況を確認できるよう、営業者にインターネットの利用等により、バリアフリー情報の公表を義務化
 - ・ 新設等のホテル又は旅館は、計画書の届出・公表の義務化
 - ・ 既設等のホテル又は旅館は、計画書の届出が可能。その他は公表の努力義務化
 - ・ 公表内容は右記参照
 - ・ 表示方法は、高齢者や障がい者等に分かりやすいピクトサイン等を使用し表示(下図参照)
 - ・ バリアフリー対応がされていない場合もその旨表示
 - ・ 知事は、届出のあった計画書の概要をインターネットの利用等により公表

(府が推奨するピクトサインによる表示例)



車椅子使用者対応
エレベーター 無



車椅子使用者用
便房 有



UDルームⅠ
(段差のない客室)
● 室間取り図 有



UDルームⅡ
(車椅子利用にも配慮)
● 室間取り図 有



受付時の
筆談対応

(バリアフリー基準の概要)

	1. 一般客室 ※		2. 車椅子 使用者用客室
	18㎡未満	18㎡以上	
1ベッド客室	18㎡未満	18㎡以上	
2ベッド以上客室	22㎡未満	22㎡以上	
1-1 UDルームⅠ基準 ①客室出入口の幅80cm以上 ②段差解消(防水上必要な最低限の高低差は除く) ③便所及び浴室等の出入口の幅70cm以上 ④ベッド、便所及び浴室等までの経路幅80cm以上 (1ベッド：15㎡以上、2ベッド以上：19㎡以上に限定)	⇔	↘	⇔
1-2 UDルームⅡ基準 1-1 UDルームⅠの①、②に加え、 ⑤便所及び浴室等の出入口の幅75cm以上 ⑥ベッド、便所及び浴室等までの経路幅80cm以上 (経路が直角となる部分は100cm以上) ⑦便座、浴槽等、洗面台の車椅子使用者の寄付き ⑧車椅子使用者が転回することができる空間の確保	⇔	⇔	⇔
2 客室及び浴室等の出入口の戸 ○引き戸		⇔	⇔

※ 和室部分除く

⇔ 基準あり ⇔ 義務 ⇔ 努力義務

(バリアフリー情報の公表項目)

ハード面

- (1) 駐車場
- (2) 主要な出入口までの経路
- (3) 主要な出入口の戸の形式
- (4) 受付案内所・点字案内板
- (5) エレベーター
- (6) 共用部分の便所
- (7) 共用部分の浴室等
- (8) 共用部分の子育て支援設備(ベビーベッド、ベビーチェア、ベビーケアルーム)
- (9) 客室(車椅子利用者用客室、UDルームⅠ、UDルームⅡ、その他の一般客室)

ソフト面

- (10) 備品の貸出、設備の設置
- (11) コミュニケーションサービス
- (12) 案内等のサービス